

高知県宿毛市地域おこし協力隊（地域農業の実践とプロモーション事業）募集要項

宿毛市は、人口約19,000人。四国の西南地域に位置し、黒潮と四国山地が育む風土は温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、一年を通じてとても暮らしやすいところです。市の主な産業である農業は、この立地条件や気候を生かして、オクラやブロッコリーなどの露地栽培、土佐文旦や小夏などの特産果樹を展開してきました。さらに近年は、これまでの農業に加え、ミョウガ、イチゴなどの施設園芸等の導入を推進しております。また、森林率84%を誇る市の山林は銘木と名高い土佐ヒノキの一大産地であり、宿毛湾の沖合に浮かぶ沖の島の周辺は国内有数のダイビングスポットがあります。このような自然の恵み豊かな美しい景観を保つ一方で、近年、少子高齢化や流入人口の減少による過疎化が加速しており、交流人口の拡大や地域活性化が課題となっております。

そこで地域外から意欲ある人材を受け入れ、新たな視点・発想により地域資源等の魅力を再発見し、宿毛市の全国的な知名度・認知度を向上させる活動を行うとともに、私たちと一緒に宿毛市を盛り上げてくれる「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 活動内容

① ハウスイチゴ栽培を研修し地域の農業を実践するとともに、市内外への特産品のプロモーション・販促活動、新たな農業担い手の確保等。

・協力隊員は、農業公社（一社）スタートアグリカルチャーすくもで他の研修生とともにハウスイチゴの栽培を学びます。また、特産品の地産地消・地産外商の推進を目的としたプロモーション、担い手の確保等に取り組み、本事業終了の際は、ハウスイチゴでの独立就農や3年間で培った経験を活かした起業等を考えていただきます。

② 農山漁村等における地域資源を活用した交流人口及び関係人口の拡大に係る企画・立案・整備等

・協力隊員は、農山漁村等の活性化を目的とする、地域資源を活用した交流人口及び関係人口の拡大等に係る企画・立案・整備等やプロモーションに取り組むとともに、本事業終了後の定住に向けた活動に取り組んでいただきます。

2. 募集対象 下記の全ての要件を満たす方

(ア) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から宿毛市へ住民票を異動させて生活ができる方

(イ) パソコンの一般的な操作ができる方

(ウ) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、精力的に活動できる方

(エ) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方

(オ) 年齢20歳以上、概ね40歳までの方（性別は問いません）

(カ) 協力隊終了後も宿毛市の農家・起業家等として定住する意思のある方

(キ) 普通自動車運転免許を取得し、日常的に利用されている方

(ク) 市の条例及び規則等を遵守し勤務命令等に従うことができる方

(ケ) 下に列記した地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

- ・宿毛市職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3. 募集人員 1名

4. 勤務地（活動地域） 宿毛市内全域

5. 勤務日数、時間

活動日数 原則週4日

活動時間 原則8時30分から17時15分まで（1日7時間45分）

※農作業の状況によっては勤務時間が変更になる可能性があります。また、早朝、夜間、土日等の勤務は、週勤務時間内で振替対応となります。

6. 雇用期間

（ア）委嘱期間は委嘱日から1年間とし、最長3年まで延長することができるものとします。

（イ）協力隊員としてふさわしくないと判断したとき等は、雇用期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

7. 賃金

年収 2,000,000円程度

※ 別途月額20,000円を上限に家賃を補助します。

※ 退職手当はありません。

※ 上記の金額より税、社会保険料等の自己負担分が差し引かれます。

8. 社会保険の適用

健康保険、厚生年金、雇用保険等の社会保険に加入します。

9. 応募手続

（ア）提出書類

- ・履歴書（市販のもの又はパソコンでの作成も可）
- ・作文（A4サイズで書式自由。パソコンでの作成可）
次の題名で1,000文字程度の作文を作成してください。

※題名「宿毛市の地域おこし協力隊としてできること、やりたいこと」

（イ）申し込み・お問い合わせ先

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市役所
宿毛市産業振興課 農業振興係

TEL 0880-62-1243 メールアドレス sangyou@city.sukumo.lg.jp

10. 選考

(1) 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 最終選考

第1次選考合格者を対象に最終選考試験を行います。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、最終選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果は、文書で全員に通知します。

※住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。